

社会福祉法人アソカ仁寿会 あそかのもり
運営規程
(指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人アソカ仁寿会が開設する社会福祉法人アソカ仁寿会 あそかのもり（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業の提供にあたっては、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス又は介護予防サービス等が特定の種類又は特定事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者等、介護保険施設等及び医療機関等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人アソカ仁寿会 あそかのもり
- (2) 所在地 長崎県佐世保市松瀬町1150番地（特別養護老人ホームあそかのもり内）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は主任介護支援専門員とする。

管理者は、事業所の介護支援専門員等の管理、利用の申し込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、居宅介護支援及び介護予防支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通常日曜日から土曜日までの毎日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までの毎日とする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制にする。

第6条 居宅介護支援又は介護予防支援の具体的取扱方針

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「サービス計画等」という。）を新規に作成した場合や要介護更新認定、要支援更新認定、要介護状態区分又は要支援認定区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催する。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについては、やむを得ない理由がある場合、担当者に対する照会等を行う。
- (2) 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員と、当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化する。
- (3) 介護支援専門員は特段の事情のない限り、居宅介護支援は少なくとも1月に1回、介護予防支援は少なくとも3月に1回、モニタリングの結果を記録しなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、サービス計画等に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6月に1度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合には、その理由を記載しなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、サービス計画等に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

（居宅介護支援又は介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他費用の額）

第7条

- 1 利用者からの相談又は依頼の内容把握等に当たっては、事業所の相談室及び利用者の居宅とする。
- 2 介護支援専門員は、サービス計画等の原案に位置づけたサービス担当者会議の開催、照会等により計画の内容について、担当者の専門的見地からの意見を求める。
- 3 居宅介護支援事業又は介護予防支援の内容は、次のとおりとする。
 - ① 在宅で生活している利用者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス計画」を作成する。
 - ② サービス計画等に基づき、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの提供が確保されるようサービス事業者やその他との連絡調整等の便宜の提供を行う。
 - ③ 「サービス計画等」作成後においても、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者との連絡を継続的に実施するとともに、居宅介護支援は少なくとも月1回、介護予防支援は少なくとも3月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者等に面接し、計画の実施状況の把握及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等又は指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

- ④ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入所又は入院を希望する場合には、介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供を行う。
- ⑤ 介護保険施設等から退院又は退所しようとする利用者およびその家族等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめサービス計画等の作成等の援助を行う。
- ⑥ 指定居宅介護支援又は介護予防支援に係る利用料は、介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は、利用者を訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告をしなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、佐世保市北部地域、(別紙1)のとおりとする。

(苦情処理の受付と対応)

第10条 利用者又はその家族により苦情の申し出があった場合の受付から解決までは、専用窓口を設け、苦情解決責任者が誠意をもって対応に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、利用者の家族等及び佐世保市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況等について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生又その再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 介護支援専門員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 事業所は、サービス提供中に介護支援専門員等又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを佐世保市に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業者が得た利用者又はその家族等の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業者は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を確保するとともに業務体制を整備する。

- 2 介護支援専門員等は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 介護支援専門員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護支援専門員等との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は社会福祉法人アソカ仁寿会と事業所の管理者との協議に基づいて別に定める。

附 則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 1 月 22 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 7 月 13 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 2 月 23 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 9 月 21 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

通常の事業の実施地域

佐世保市北部地域

大野地区

瀬戸越 1 ～ 4 丁目 瀬戸越町 松瀬町 原分町 大野町
田原町 楠木町 知見寺町 矢峰町 松原町

春日地区

桜木町 赤木町 春日町 横尾町

中里地区

中里町 上本山町 下本山町 八の久保町 岳野町 吉岡町
小川内町 皆瀬町 野中町 十文野町 白仁田町 牧の地町
踊石町 菰田町

柚木地区

柚木元町 筒井町 潜木町 上柚木町 柚木町 小舟町
高花町 戸ヶ倉町 里美町 川谷町 下宇戸町

相浦地区

上相浦町 相浦町 木宮町 光町 棚方町 愛宕町 竹辺町
川下町 大瀨町 母ヶ浦町 日野町 星和台町 椎木町
浅子町

世知原地区

赤木場 岩谷口 上野原 太田 開作 木浦原 北川内
栗迎 中通 長田代 西ノ岳 筥瀬 矢櫃 槍巻

吉井地区

板樋 大渡 乙石尾 踊瀬 梶木場 上吉田 下原 草ノ尾
高峰 立石 田原 直谷 橋川内 橋口 春名 福井
前岳 吉元